

うきは市農業委員会第18回総会議事録

〔開催日時〕 令和7年8月8日（金）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による計画変更申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 地域計画の変更について

議案第5号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画について

報告第1号 農地法第5条許可の取消し願いについて

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

（出席委員）

会長 16番 佐々木 芳幸

副会長 15番 家永 学

委員 1番 樋口 美智子 8番 尾花 里美

2番 古賀 和妃郎 9番 野村 啓次

3番 山下 智 10番 佐藤 康成

4番 樋口 幸代 11番 石井 信一

5番 内山 良江 13番 熊谷 正二

7番 後藤 一善 14番 高浪 真次

欠席委員 6番 上村 泰司 12番 森 和正

（農業委員会職員）

課長 森山 益資 係長 石橋 浩二 主事 佐藤 光亮

+

会長

挨拶

事務局長 それでは議案審議報告に入らせていただきます。

これよりは農業委員会規則により会長が議事進行をお願いしたいと思います。

会長よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、本日の議事録署名人を 6 番委員 7 番委員さんにお願いしたいと思います。それでは農地法第 5 条の規定による計画変更申請について議題とします。くわえて、こちらの議案は、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての 2 号と関連があるためあわせて議題とします。

事務局の説明を求めます。

(議案第 1 号・議案第 2 号— 2 上程)

(議案第号朗読・説明)

議長

それでは分科会の説明を求めます。

分科会

一生に一度の買い物で、やはり考えなおした結果今回の申請にいたっております。また、当初購入後、住宅建築予定だった隣の土地を買われ、今後は家庭菜園をされる予定だということです。ご覧のようにこの土地は耕作されておらず、草が生い茂っている状況でございますので、申請者が購入後耕作予定ならば現状よりよいのではと考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは担当委員の意見を求めるところではございますが、先ほどの分科会と担当者が同じなので、分科会の意見を担当委員の意見にしたいと思います。

議長

それでは質疑に入れます。質疑のある方は挙手をお願いします。

11 番

当初住宅建築予定だったこの L 字型の土地ですが、こちらは最終的には申請者の所有になり、宅地になりますか？

事務局

こちらの土地は 3 条申請をされるということなので、宅地としてではなく、農地として管理していくとのことです。

議長

それでは外に質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入れます。

変則的ではございますが、議案第 1 号についてと議案第 2 号— 2 についての採決を取りたいと思います。まず議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。続いて議案第 2 号— 2 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。議案第2号－1について事務局の説明を求めます。

(議案第2号－1上程)

事務局 (議案第2号－1朗読・説明)
議長 それでは分科会の意見を求めます。
分科会 バイパス沿いに水路がありますがここは現状のまま使用していくということです。地下には雨水の貯水槽も作るということで、きちんと緊急時の対策もなされていますので特に問題ないかと思います。

議長 はい、それでは担当委員の意見を求めます。
8番 先ほどの事務局と分科会の説明の通りでございます。こちらの農地は以前農振除外の申請が上がっていたところになります。現在の内の部分は駐車場になるということで特に問題ないかとおもいます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入れます。

議案2号－1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

引き続き議案第2号－3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2－3号上程)

事務局 (議案第2号－3朗読・説明)
議長 それでは分科会の説明を求めます。
分科会 事務局から説明があった通りでございます。現在耕作がなされていない土地をキャンプ場として有効活用していくということです。耕作放棄地となり荒廃するよりキャンプ場として利用される方が有効であると考えます。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。
9番 先ほどご説明頂いた通りです。田舎の方でなかなか管理が難しいところですが、キャンプ場として活用していただけるということで特に問題ないかと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入れます議案第2号－3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達致します。

引き続き、議案第2号－4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号－4上程)

事務局 (議案第2号－4朗読・説明)

議長 それでは分科会の意見を求めます。

分科会 申請者の方とお話ししたところ、以前は耕作をしていましたが石がかなり多い
ということで耕作できない状況だったとのことです。東側の道がむき出しにな
っており地滑りの危険性もあることから、耕作はやめて地上げし資材置き場に
する計画だそうです。災害を防ぐ点からみても今回の申請は問題ないかと思
います。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

5番 耕作ができない土地であることから隣接するご自身の会社の資材置き場にする
ということで特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいた
します。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号－4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし県へ進達致します。

それでは議案第2号が終わりまして、引き続き議案第3号農地法第3条の規定
による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号－1上程)

事務局 (議案第3号－1朗読・説明)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

11番 譲渡人は現在遠方にいることから管理が難しく、以前から耕作をしていた譲受
人に依頼し今回の申請に至っております。特に問題ないかと思います。皆様のご
審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号－1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3号－2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号－2上程)

事務局 (議案第3号－2朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1 1 番 謙渡人は現在遠方にいることから管理が難しく、以前から耕作をしていた謙受人に依頼し今回の申請に至っております。特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

4 番 議案第3-1と3-2の謙受人は苗字が同じで住所も近くですが親戚ですか？

1 1 番 親戚かどうかはわかりませんがもしかしたらそうかも知れませんね。

議長 他に質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3号-3を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

(議案第3号-3上程)

事務局 (議案第3号-3朗読・説明)

議長 それでは担当委員が欠席ですので事務局の意見を求めます。

事務局 謙渡人は90歳ということで、今後後継者もおらず管理ができないため、今回の謙受人へ売買するということで特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

1 5 番 だいたいこの国道沿いの反当りの金額はいくらぐらいですか？

事務局 国道沿いというより基盤整備がなされているかが、ひとつ金額が上がる目安となっている感覚があります。今回の申請地に関しては反当り10万円で話がついているようです。

議長 他に質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号-3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3-4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-4上程)

事務局 (議案第3号-4朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1 番 謙受人は申請地の隣地で耕作されており、今回経営拡大ということで特に問題

ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号－4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3号－5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号－5上程)

事務局 (議案第3号－5朗読・説明)

事務局 今回使用貸借権の更新となっておりますので担当委員はおりません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号－5について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3号－5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号－6上程)

事務局 (議案第3号－6朗読・説明)

事務局 こちらも使用貸借権の更新となっておりますので担当委員はおりません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号－6について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

議長 議案第3号が終わりまして、引き続き議案第4号地域計画の変更についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号上程)

事務局 (議案第4号朗読・説明)

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで市長に報告いたします。

議長 引き続き議案第5号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第5号上程)

事務局 (議案第5号朗読・説明)

議長 はい、説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入れます。議案第5号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで市長に報告いたします。

それではこれより報告事項にしたいと思います。

(報告第1・2号上程)

事務局 (議案第1・2号朗読・説明)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印